

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令
の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

平成24年4月20日
経済産業省製造産業局化学物質管理課

「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令案」について、意見募集を行いましたところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、別紙のとおり公表いたします。御協力いただきありがとうございました。

1. 意見募集の概要

- 募集期間：平成24年2月17日（金）～平成24年3月17日（土）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び経済産業省ホームページに掲載
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか。

2. 御意見の提出件数

のべ意見数：4件

3. 頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

省令改正案へ寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	省令案の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	該当箇所なし	現状旧JISタイプの使用済みドラム缶は一部リユースに回っておりますが、輸入ドラム缶、ケミカルドラム缶、などは明確な規制が無いためほとんどの物が残差3% (約1L) ほど付着したままスクラップになり環境汚染、労働安全面で大変問題であり、早急な規制が必要と思います。	廃棄物については、種々雑多なものの集合体であり、その割合も一定しないことから、通常、どのような化学物質が含まれているか把握することが困難であり、また、そもそも製品ではないことから、法律上の「製品」としては扱わないことが適当であると考えています。また、事業者から再生・再利用のために譲渡・提供されるもの(再生資源)は、一般に製品に該当することが多いが、種々雑多なものの集合体であり、含有する化学物質の割合も一定しないことから、通常、どのような化学物質がどれだけ含まれているか把握することが困難である。このようなものは、MSDSの交付等の対象からは除外しています。
2	第4、5条	本改正省令案第四条では、提供しなければならない情報(性状取扱情報)の記載を日本工業規格Z7253(以下 JIS Z7253とする)に適合する記載を行うよう努めるものとするところがあるが、JIS Z7253はまだ制定されておらず、また、JIS Z7253制定にかかるパブリックコメントが本改正省令案の公表前に終了していることから、参照することができない状況である。従って本改正省令にかかるパブリックコメントをJIS制定後に再度行う等、何らかの措置を講ずることが妥当であるものとする。	日本工業規格Z7253は、安全データシート(SDS)とラベル表示の2つに分かれていた日本工業規格を統合することとしたものです。従って、ご指摘いただいた日本工業規格改正では、新たなJISに関する意見公告時から文言の微修正を除き、原則的には変更はなされていない状況です。なお、新たな日本工業規格Z7253は3月26日に公示されています。
3	第4、5条	同一物質のGHS判定結果が海外はもとより国内でも異なるケースが見受けられる。行政側から提示される統一的なGHS判定とラベリングがないと判断する者によって有害判定に乖離が生じてしまうのではないかと。この弊害が解決できない状況でラベルやMSDSへのGHS分類結果表示・通知の拡大を図ることは、GHSを分類する側、GHS分類結果を受け取る側の双方に混乱を促しかねないものとする。将来、行政側から強制力のあるGHS判定に採用するデータの統一化、あるいは製品評価技術基盤機構等によるGHS分類結果の公表物質数の拡大をぜひ検討していただきたい。	本省令改正は、安全データシート(SDS)や製品への表示の内容についてGHSとの整合を図るために行うものであります。GHSでは、製品の分類に用いる危険有害性情報は、事業者判断により、事業者が自らの責任において行うこととされており、GHS判定に採用するデータを統一することは求められていません。また、製品評価技術基盤機構等のホームページで公開されているGHS分類結果は、経済産業省、厚生労働省、環境省等関係各省が連携して実施したGHS分類結果を参考分類として公表しているもので、物質数の拡大については、引き続き、関係各省が連携して分類実施の作業を行うことを予定しています。その他、GHSに基づくSDS及びラベルを作成する際に参考となるように「GHS対応モデル・ラベルMSDS情報」も厚生労働省ホームページの「職場のあんぜんサイト」で公開され、誰でも閲覧することができます。
4	「省令案の概要」3. 今後のスケジュール予定	第一種指定化学物質あるいは第二種指定化学物質を含有する製品(混合物)について、施行までに一定期間の猶予が設けられたことはサプライチェーンでの情報伝達のタイムラグを補うものであり、評価できる。	本改正省令の内容に賛成する御意見と理解します。